

## 愛知学院大学における外部資金(科学研究費補助金を除く)に係る研究経費取扱細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、愛知学院大学における外部資金(科学研究費補助金を除く、受託研究・事業、共同研究、他)に係る研究経費の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (間接経費の徴収)

第2条 本学が受入れる研究経費の13%に相当する額を間接経費として大学が徴収し、第4条の規定に基づき使用することとする。

### (間接経費の特例)

第3条 間接経費の徴収の特例として、次の各号の一に該当する場合は、13%に相当する額と異なる額とすることができる。

- 一 当該外部資金が、国等の補助金又は競争的資金等を受け、当該経費により研究を実施することが明確であって、当該経費の制度により、間接経費の率又は額が定められている場合
- 二 当該外部資金が、特殊法人、許可法人、独立行政法人及び地方公共団体から受け入れられた場合であって、財政等の事情で間接経費を徴収すると研究が行えない場合
- 三 その他学長が特に認めた場合

### (間接経費の用途)

第4条 間接経費の用途については、本学の研究遂行に関連して、間接的に必要となる経費のうち、次に掲げるものに使用する。

- 一 管理施設・設備の整備及び維持費用
- 二 管理施設・設備の運営経費(光熱水料・通信運搬費など)
- 三 事務の管理経費
- 四 公租公課等

### 附 則

この細則は、平成21年4月1日から実施する。

この細則は、平成26年4月1日から実施する。